

報道発表資料

令和6年3月29日

泉佐野市総務部人事課 家治

電話：072-463-1212（代表）

内線：2451

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

1 被処分者の所属	市民協働部 課長級 60歳
2 処分年月日	令和6年3月29日
3 根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号、第3号 泉佐野市職員基本条例第21条第1項
4 処分内容	停職6カ月
5 処分理由	令和6年2月29日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いで逮捕され、同時に飲酒運転の疑いでも捜査された。 今回、本人が認めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、及び飲酒運転については、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であるため、処分を行った。

1 被処分者の所属	市長公室 係員 32歳
2 処分年月日	令和6年3月29日
3 根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号 泉佐野市職員基本条例第21条第1項
4 処分内容	停職3カ月
5 処分理由	勤怠管理のための休暇の届出について、虚偽の報告を行い、不正に休暇を取得する行為を繰り返したこと、また所属での聞き取りにおいても虚偽の報告を繰り返したことは、適正な業務運営に支障をきたす行為であり、サービスの根本基準である職務専念義務違反及び地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であるため、処分を行った。

1 被処分者の所属	教育部 係長級 55歳
2 処分年月日	令和6年3月29日
3 根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号 泉佐野市職員基本条例第21条第1項
4 処分内容	減給1/10 3カ月
5 処分理由	勤怠管理のための休暇の届出について、虚偽の報告を行い、不正に休暇を取得する行為を繰り返したことは、適正な業務運営に支障をきたす行為であり、サービスの根本基準である職務専念義務違反及び地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であるため、処分を行った。

(市長 コメント)

令和6年2月29日に市民協働部課長級職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いで逮捕され、同時に飲酒運転の疑いでも捜査されたことについて、今回、本人が認めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、飲酒運転については、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であるため、処分を行いました。

また、市長公室係員及び教育部係長級の職員が勤怠管理のための休暇の届出について、虚偽の報告を行い、不正に休暇を取得する行為を繰り返したことは、適正な業務運営に支障をきたす行為であり、サービスの根本基準である職務専念義務違反及び地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であるため、処分を行いました。

今回の行為は、大変遺憾なことであり、市民の皆様には信頼を著しく失墜させましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、更に服務規律遵守の徹底を図り、市民の皆様の信用と信頼を回復するよう努めてまいります。